

独立行政法人農林漁業信用基金法案要綱

第一 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農林漁業信用基金とすること。
(第二条関係)

第二 信用基金の目的

一 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とすること。

二 信用基金は、一のほか、農業災害補償法に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法に基づき、漁業共済団体

が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とすること。
(第三条関係)

第三 資本金

信用基金の資本金は、附則の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額とするとともに、信用基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるものとする事。
(第五条関係)

第四 役員及び職員

一 信用基金に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととともに、副理事長一人及び理事五人以内を置くことができるものとする事。
(第八条関係)

二 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とすること。
(第十条関係)

三 信用基金の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、政令により公務に従事する職員とみなす事。
(第十一条関係)

第五 業務の範囲

一 信用基金は、第二の一の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

(第十二条第一項関係)

- (一) 農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。
- (二) 農業信用保証保険法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。
- (三) 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第二条第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第八条第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。
- (四) 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第八条第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。
- (五) 出資者たる林業者等の融資機関からの林業経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- (六) 中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。
- (七) 中小漁業融資保証法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。

- (八) 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二条第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第四条第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。
- (九) 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。
- (十) (一)から(九)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 二 信用基金は、第二の二の目的を達成するため、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務を行うものとする。 (第十二条第二項関係)

第六 区分経理

- 信用基金は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。 (第十五条関係)
- 一 第五の一の一から(四)までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務
 - 二 第五の一の五に掲げる業務及びこれらに附帯する業務

三 第五の一の六から九までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

第七 積立金の処分

信用基金は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができるものとする。

（第十六条関係）

第八 長期借入金等

一 信用基金は、第五の一の四及び九に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができるものとする。

（第十七条関係）

二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、信用基金の長期借入金に係る債務について保証することができるものとする。

ること。

(第十八条関係)

三 信用基金は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第十九条関係)

第九 報告及び検査

主務大臣は、必要があると認めるときは、信用基金から業務の委託を受けた者に対し、報告をさせ、又は立入検査をすることができるものとする。

(第二十条関係)

第十 主務大臣等

一 この法律及び信用基金に係る通則法における主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣(農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項(給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。))については、農林水産大臣)とすること。

二 この法律及び信用基金に係る通則法における主務省は、農林水産省及び財務省(農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項については、農林水産省)とすること。

三 信用基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とすること。(第二十四条関係)

第十一 その他

罰則規定その他所要の規定の整備を行うものとする。

第十二 附則

一 この法律は、平成十五年四月一日から施行するものとする。ただし、農林漁業信用基金法の廃止等の規定は、同年十月一日から施行するものとする。(附則第一条関係)

二 信用基金は、当分の間、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第六条に規定する業務を行うものとする。(附則第二条関係)

三 農林漁業信用基金は、信用基金の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時にいて信用基金が承継するものとする。(附則第三条関係)

四 農林漁業信用基金法は廃止すること。(附則第五条関係)

五 その他所要の経過規定の整備を行うほか、農業信用保証保険法その他の関係法律について所要の改正を行うものとする。